

特定有人国境離島漁村支援交付金

事業概要

(1) 雇用を創出するための取組

雇用機会の拡充を図るため、新たな漁業又は海業^{※1}に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者(以下、「対象事業者」という。)を漁業集落^{※2}が支援する場合に要する経費を支援。
ただし、既存の事業者が取組を行う場合は、漁業集落内で就業する従業員を増員することを条件とする。

漁業集落、対象事業者

対象経費

①設備費、改修費又は設備費、改修費に係る減価償却費 ②増員した従業員に必要な備品購入費又は借料 ③広告宣伝費 ④店舗等借料 ⑤人件費 ⑥島外からの事務所移転費 ⑦従業員の資格取得・講習受講経費 ⑧船舶の運行に係る燃油費 ⑨漁業及び養殖業に要するえさ代、種苗代、氷代、魚箱代、市場手数料、倉庫等保管経費 ⑩陸上養殖に要する水道光熱代(⑧⑨⑩については、新たに漁業に取り組む場合のみ対象となる。)

補助率: 対象経費の2分の1以内を交付(国)
交付上限額: 600万円(国)

※市・県からの上乗せ補助の有無については、当該年度予算確定後に決定します。

※1「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等がある。

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

(1)の取組を漁業集落で実施している又は実施を計画している場合に、漁業集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する経費を支援。

漁業集落

対象経費

①資材費 ②消耗品費 ③人件費
④借料・損料 ⑤雑役務費
⑥その他、(1)の取組を効果的に進める上で必要と認められた経費

取組に必要な経費を支援

佐渡市

交付金を交付

新潟県

交付金を交付

国

補助率: 対象経費を定額で交付(国)
交付上限額: 150万円(国)

※市・県からの上乗せ補助の有無については、当該年度予算確定後に決定します。

※2「漁業集落」とは対象漁業集^{※3}を構成する単体の集落をいう。
※3「対象漁業集落」とは集落協定を締結した単体又は複数の漁業集落の総体をいう。